

島労発基 0407 第7号
令和4年4月7日

関係団体の長 殿

島根労働局長



「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を
改正する件」の周知について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号。以下「指針」という。）について、事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、別紙1の新旧対照表のとおり指針の改正が行われ、令和4年4月1日から適用されることとなりました。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別紙2の改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、会員等の関係者に対する周知にご協力をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正個人情報保護法」という。）が、令和4年4月1日より施行されることとなったことを踏まえ、指針が改正されました。

2 改正の内容

改正個人情報保護法において、同法第23条第1項第1号が第27条第1項第1号となったことを踏まえ、当該条項を引用している指針において必要な改正が行われました。